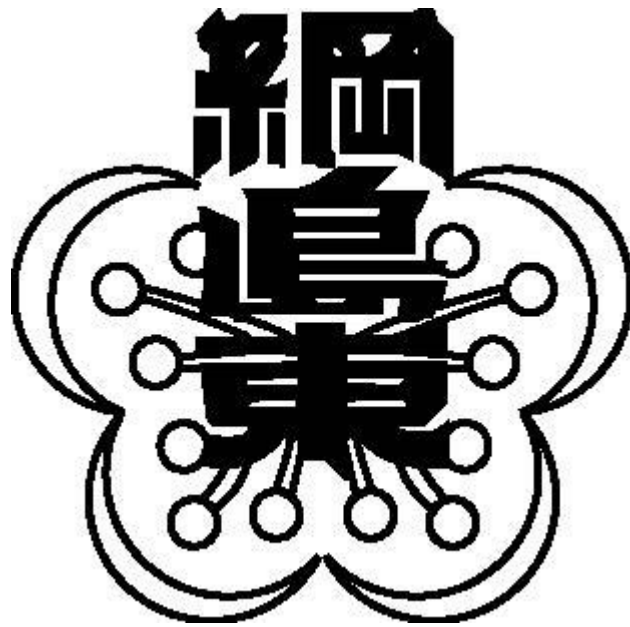


横浜市立綱島東小学校
P T A 規 約



横浜市立綱島東小学校PTA規約

第 1 章 名 称

第1条 この会は、横浜市立綱島東小学校PTAといい、事務所を同校におく。

第 2 章 目的及び活動

第2条 この会は、家庭と学校および社会とが協力して、児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

1. 学校教育の理解と協力を努める。
2. 家庭と学校と社会の緊密な連絡によって、児童の生活指導ならびに教育的環境をよくする。
3. 会員相互の親睦と教養向上に努める。

第 3 章 方 針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
2. 特定の宗教や政党にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とする行為は行わない。
3. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

第5条 この会の会員は、綱島東小学校に在籍する児童の保護者または、これに代わるもの、及び本校に勤務する職員とする。

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

第 5 章 役員及び委員

第7条 この会に次の役員と委員をおく。

会長（P）1名 副会長（P）2名～3名
書記（P2、T1）3名 会計（P1名～2名、T1）2名～3名
補足：区P連役員校、周年行事等の諸事情に応じ増減を可とする。

第8条 役員、委員は会員中より選ぶ。

第9条 役員、委員の任期は1年とし、再選をさまたげない。
但し、保護者選出の同一役職の任期は連続2年に限る。(但し教職員は除く)

第10条 会長に欠員が生じた時は副会長が代行する。任期は前任者の残任期間とする。

第11条 役員に欠員が生じた時は実行委員が補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第 6 章 役員及び委員の任務

第12条 会長は、本会を代表し各種会合を招集する。

第13条 副会長は、会長を補佐し会長が事故ある時には、その職務を代行する。

第14条 書記は、総会ならびに実行委員会の議事を記録し、その文書进行处理する。

第15条 会計は、総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務进行处理し総会で会計監査委員の監査を経た決算報告をする。

第16条 学級委員と校外指導委員は常任委員となり、各委員会の活動を行う。

第 7 章 総 会

第17条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第18条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

第19条 定期総会は、年度当初と年度末に開催する。
臨時総会は、実行委員会が必要と認めた時、又は会員の5分の1以上の要求があった時に開催する。

第20条 総会の成立定足数は、会員の5分の1とする。ただし、委任状および議事承認書の提出をもって出席とみなす。議決は、規約改正を除き出席者の過半数とする。
ただし、可否同数の場合、議長または会長が決定する。
議案については、招集または書面により会員に知らせる。

第 8 章 実行委員会

- 第 21 条 実行委員会は、役員、常任委員会の委員長、校長、副校長、及び特別委員会のある場合は、その委員長をもって構成される。実行委員会は、1 年間の計画に基づいて活動に必要な収支の予算を立案する。
総会において決定した予算案に基づいて経理が行われるように協力する。
- 第 22 条 この規約に定めるもののほか、会計監査委員、推薦委員の権限以外の業務を処理し、かつ常任委員会の連絡調整をはかり、本会の事業の実行にあたる。
- 第 23 条 実行委員会は、会長が必要と認めた時、又は構成員の 4 分の 1 以上の要求があった時に開催する。
- 第 24 条 実行委員会は、委員の現在数の 2 分の 1 以上出席しなければその議事を開き議決することはできない。
- 第 25 条 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決定する。

第 9 章 常任委員会及び特別委員会

- 第 26 条 この会の活動に必要な事項について調査、研究、立案するために、次の常任委員会をおく。
学年委員会 広報委員会 校外指導委員会 推薦委員会
- 第 27 条 特別な事項について必要がある時は、特別委員会をもうけることができ、その任務を終了した時に解散する。
- 第 28 条 各常任委員会及び特別委員会の正、副委員長は、各委員会の委員の互選により会長が委嘱する。それぞれの委員は、各学級、各地域からの推薦により会長が委嘱する。
- 第 29 条 各常任委員の任務は次の通りである。

<学年委員会>

先生と密接な連絡を取り、児童の学校生活の向上について理解を深めると共に、会務の諸連絡をとり会員相互の親睦をはかり、あわせて児童の福利厚生について寄与する。

<広報委員会>

この会の事業ならびに活動状況を会員に知らせ、会員相互の連絡と親睦のために広報を発行し、必要に応じて地域社会並びに諸団体の情報の伝達、意見の交換に努める。

＜校外指導委員会＞

児童の通学及び校外生活に協力し、地域社会の教育的環境をととのえ、学校、家庭間の諸連絡を行う。

人員は登校班 3～4 班あたり 1 名を、前年度 1 月中に地区より選出する。

(平成 23 年度より実施)

＜推薦委員会＞

推薦委員は、常任委員として P T A 行事に協力し、理解を深め選挙に関する一切の事項及び事務を取り扱う。

第 10 章 予算委員会

第 30 条 予算委員会は、新年度の予算案を作成し、総会に支障のないように実行委員会に提出する。その予算委員会は、役員で構成する。

第 11 章 役員及び会計監査委員候補者

第 31 条 役員及び会計監査候補者の選出は、次の通り行う。

1. 推薦委員会は、各役員及び、会計監査委員候補の氏名を年度末総会議案で知らせる。
2. 推薦委員は役員及び会計監査委員に立候補することはできない。
3. 候補者の追加推薦は選挙を行う総会の 3 日前までに、推薦委員会に一般会員から届け出なければならない。
4. 候補者の氏名は、推薦委員会によってなされる場合も一般会員によってなされる場合にも、その氏名を発表する前に被推薦者の同意を得なければならない。
5. 役員及び会計監査委員は、年度末総会において選出される。
6. 役員は 4 月 1 日より就任する。

第 12 章 会 計

第 32 条 この会の活動に要する経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

第 33 条 会費は月額 1 口 300 円 11 ヶ月とし、家庭数で納めるものとする。(但し特別な事情がある場合は、実行委員会の承認を得て会費の一部、又は全額の免除をする)

第 34 条 この会の経理は、総会において議決された予算額に基づいて行う。

第 35 条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

第36条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第 13 章 会計監査委員

第37条 この経理を監査するため、3名の会計監査委員を置く。

第38条 会計監査委員は、必要に応じ臨時に会計を監査することができる。

第39条 会計監査委員の任期は1年とする。

第 14 章 横浜市安全教育振興会

第40条 本会は、横浜市安全教育振興会に加入するものとする。

(昭和53年4月1日より実施)

第 15 章 細 則

第41条 この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限り実行委員会の議決を経て決める。

実行委員会は、細則を制定し又は、改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

この規約に附帯する細則は次の通りとする。

1. 常任委員

第 16 章 改 正

第42条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

但し、改正案は総会開催2週間前までに全会員に知らせておかなければならない。

第 17 章 個人情報保護

第43条 個人情報取り扱いについて、個人情報保護法の主旨に則し、この会の会員は名簿・連絡網等の取り扱いに留意し、目的外に使用しない。

また、年度末やその目的が終了した時点で速やかに廃棄する。

付則1 制定 昭和46年10月8日

改正	昭和52年11月22日			
改正	昭和62年3月			
改正	平成11年2月16日			
改正	平成16年2月26日			
改正	平成19年2月22日	第5章	第7条	補足追加
改正	平成21年2月24日	第12章	第33条	会費300円→350円
改正	平成23年2月28日			
改正	平成24年2月28日	第17章	第43条	個人情報保護
改正	平成26年2月20日	第8章	第22条	名称変更
改正		第9章	第26条	名称変更
改正			第29条	委員会統合による改正
改正	平成27年2月19日	第1章	第1条	名称変更他
改正	平成29年2月16日	第6章	第16条	名称変更他
改正	平成30年2月15日	第5章	第7条	役員人数変更
改正	令和2年8月20日	第5章	第7条	補足内容変更
		第7章	第20条	詳細追加
		第11章	第31条	期日変更
改正	令和5年4月26日	第9章	第26条	成人・保健委員会削除
		第9章	第29条	成人・保健委員会削除
改正	令和6年1月12日	第5章	第7条	役員人数変更
改正	令和6年3月19日	第9章	第29条	各委員会人員数の表記 削除
		第12章	第33条	会費350円→300円
		第15章	第41条	細則制定

横浜市立綱島東小学校PTA細則

第 1 章 常 任 委 員

第 1 条 学年委員会、広報委員会、推薦委員会の常任委員の人員数は次の通りである。

1 年生を除き、各学年より 1 名以上とする。

(令和 6 年度より実施)

付則 1 制定 令和 6 年 3 月

お願い

☆児童のため、協力しましょう

P T A活動はボランティアですが、みなさまの力がが必要です。
助け合い、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

☆保護者用 I Dカードの着用をお願いします

児童の安全対策の一つとして、来校時には I Dカードを着用ください
ますようお願い申し上げます。また、防犯パトロール腕章も
ご利用いただけます。

